

## 新型コロナウイルス感染症に伴う 経営に関する特別相談を実施します

区は、今般の新型コロナウイルス感染症の流行により、事業活動に影響を受ける又はそのおそれがある中小企業者等を支援するため、経営に関する特別相談窓口を設置し、中小企業者等からの相談を受け付けます。

### 特別相談窓口

- 対象者 区内の中小企業者及び小規模企業者
- 実施期間 2月18日(火曜)から
- 相談時間 午前9時～午後5時(土曜・日曜、祝日は除く)
- 相談場所 港区役所本庁舎3階 ※事前予約制
- 相談内容 資金繰り・経営に関する相談
- 予約・問合せ 03-3578-2560・2561